

# サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

## サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

### ○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

### ○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

### ○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

### ○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は昨年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。  
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。

## 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る 臨時提案等に対する政府の対応方針

平成 22 年 6 月 2 日  
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年 12 月 8 日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年 3 月末までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）の諮問を受けて、評価・調査委員会で、未実現の提案に係る調査審議を行い、本年 3 月 26 日に本部長に意見が提出された。

これらを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

### 1. 特区の臨時提案に対する政府の対応方針

#### (1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

#### (2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

#### (3) 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表 3 のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

#### (4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

### 2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表 4 に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条 平成10年4月9日付け児発第305号厚生局児童家庭局長通知	乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
937	NPO法人による職業紹介	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4、第51条の2	ハローワークインターネットサービスにおいて事業所名が非公開の求人についても、無料職業紹介事業を行うNPO法人からの要請に応じ、当該法人に情報提供することに関し、事業主の了解が得られた求人を提供する方策について、その具体的な方法の検討を行い、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
938	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示)	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の遂行が困難であると認める場合におけるサービス管理責任者の資格要件に係る実務経験の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1223	自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	道路構造の保全や交通の危険防止のため、車両諸元の明確化や通行経路及び通行時間帯等の条件設定、特区措置後の状況把握方法等について検討の上、自動車運搬用フルトレーラ連結長に係る規制緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

障 発 0 9 0 7 第 6 号  
平 成 2 2 年 9 月 7 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

構造改革特別区域における「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」  
について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件」（平成22年厚生労働省告示第340号）が平成22年9月7日に告示され、同日から適用されたところであるが、その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。

## 記

### 第1 告示の趣旨

「『明日の安心と成長のための緊急経済対策』における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

これを受けて、サービス管理責任者の資格要件を定める「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）の特例に関する措置を定めるものである。

### 第2 告示の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法（平成17年法律第1

23号)に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合(同区域の属する都道府県の知事が、そのことにつき同意している場合に限る。)に、法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。

当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域に所在する事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験の年数に係る規定の適用は、次のとおりとすること。

サービス管理責任者資格要件告示中の該当条項	実務経験期間の種類	サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験年数	特例措置における実務経験年数
一.イ(1)(一)a	相談支援の業務等に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上
一.イ(1)(一)b	社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
一.イ(1)(一)c	社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間	通算して 10年以上	通算して 5年以上
一.イ(1)(一)d	相談支援の業務等に従事した期間及び直接支援の業務に従事した期間が通算して3年以上の者が、医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上

### 第3 その他留意事項

「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」に係る構造改革特別区域計画の認定の申請をするに当たっては、別途、内閣府が示す「構造改革特区計画認定申請マニュアル」を参照されたい。

また、当該事業について、本年9月下旬に実施される予定の構造改革特別区域計画第24回認定申請の受付期間から申請が可能となるので、御留意願いたい。

## 938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

## 1. 特例を設ける趣旨

現在、平成24年3月を期限として、旧法指定施設等(旧体系事業所)から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行が進められているところです。

この障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等については、職員配置基準においてサービス管理責任者の配置が義務づけられているところです。

今回の特例は、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和することにより、サービス管理責任者の確保を容易にし、新体系サービスへの移行の促進を図るものです。

## 2. 特例の概要

地方公共団体が設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和します。

## 3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するものです。
- (2) 市町村において申請を行う場合には、都道府県知事に協議し、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす者の不足等により、その確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることの同意を得るものとします。

## 4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載にあたって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、基本方針の「特例措置の内容」に記載する要件を満

たしていることを具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

市町村が当該特例に係る申請を行う場合には、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であることから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることを都道府県知事が認める旨の書類（様式任意）を添付してください。